

宿場役人に就て〔九〕

明治政府の對宿場役人政策

和田篤憲

一 緒 言

偕、徳川時代に於ける宿場役人の本質に就ては己に叙述を完了したが、徳川幕府の滅亡後、明治政府は暫時舊路政を其儘踏襲したるの故を以て宿場役人及び助郷制度は尙存續してゐた。即、宿場役人の本質は維新以前以後に於て何等異なるものがなかつたのである。たゞこゝに注目せらるべき一事はこの新進氣鋭の明治政府が舊幕府の路政に對して如何なる矛盾を感得し、それより如何にして切抜けんやと努力せし事である。當時明治政府の路政を掌りし中央行政官は齊しく宿場役人の腐敗を痛感してゐた。然るにこの

問題が助郷制度と密接なる關係を有せるところより、先づ一着手として該制度に對する宿場役人の權限を制限すると同時に一方助郷なるものを全國的の課役にしたのであつた。然るにその結果は尙路政の刷新とならず、宿場役人の惡弊は交通の頻繁と共に益々はげしかつたので、政府は或は宿場役人の名を變じて傳馬所の取締役となし、其選出に干渉したる等百方留意したのである。其後政府の對策は一として當らざるなきも、その奏効するところ些少にして以て舊弊を除去するに足らざりしを以て、政府はつひに明治五年七月に至り其禍根の中核をなす助郷制度を廢止し、宿驛に於ける人馬繼立をば從來の半官半民的經營より一步進

めて純然たる民營となし、當時漸く萌芽せし資本主義的精神に則り營利事業となさしめたのである。

こゝに於て宿場役人は始めて名實共に其影を没し、路政に於ける封建的色彩は資本主義的色彩に變ずるに至つた。即、明治政府は直ちに道路交通制度より尙當時必要とせられし助郷及人馬繼立を廢止し得ざりしも、漸を追ひて道路交通上よりその封建的色彩を脱却するに成功し、舊弊をば根本的に救済し得たのである。

本稿の述べんとするは徳川幕府の倒壊後、明治政府が舊幕府の路政を引繼いでから、明治五年七月の助郷制度の廢止に至る間に於て明治政府が革新した路政の跡である。即一言にしてこれをいはゞ封建的道路行政より資本主義的經營方法採用への轉化の跡である。先づ順序として舊政府の路政を述べ、次で新政府の苦心せし施政の跡を尋ね、然して後明治政府が宿場役人に對して採りたる政策の委曲に及ぶこととしよう。

二 明治初年に於ける新政府の道路

交通政策概要

前述の如く舊政府の路政は封建的であり、新政府はそれを資本主義的經營方法に改めしめた。以下新政府の路政を見るに先だち、舊政府の施政の跡をみよう。

一 徳川幕府の路政

徳川時代に於ては交通の要所に置關し、交通の客體を一々嚴重に取調べ、故意に河川に橋梁を架せざる等の外、大名等の通行に際し豫め街道を定めて決して他道を選ばしめざりしが如きことがあつた。これらは封建制度下に爲せられたる路政の特色をなすものである。而して初代家康の道路交通政策中にはその典範をなせるものがある。先づ重要なものは道路の改修、一里塚の築造、駄賃錢の規定、御宿奉行(道中奉行の前身)の設置等である。然して以上を通過するに其の施設は封建警備の必要に俟たざるものとはない。即、路政の消極的となさるゝ所以である。故に萬治

二年道中奉行を設置して路政の充實を計つたが、道路交通設備は僅かに人馬を以てする補助施設に過ぎなかつたのである。それが貞享元祿以降武士階級の往來を使用すること多きを加へ、宿驛人馬の不足を告ぐるに至り、助郷、加助郷が起り、その濫用の弊に陥つて以來、その間に宿場役人の不正が行はれ、遂に農村の疲弊を招致し、重大なる社會問題を惹起したのである。而も幕府は決して無策ではなかつたのであるが、封建制度それ自身の矛盾が除去せられざりし以上、斷然たる政策を採用するには至らずして滅亡したのであつた。

口 新政府の路政

その始め、新政府は舊幕府の路政に現はれたる矛盾の諸態様を看取し、度々その對策に腐心したが、その改革は封建の勢が除却せられた後に行はれたから、改革への途を摸索せる政府もつひに一步一步を踏みしめ乍ら徐々ではあるが封建的色彩を脱却して行つたのである。以下その主なるものを示すに、新政府は其樹立後舊制の路政を一先づ踏

襲したが、明治元年三月、始めて助郷制度の改革を策し、こゝに於て舊制を廢して諸道助郷課役の平均を敢行してゐる。其後二年正月、各關の廢止を行ひ、三年には新驛法を定め、次で同五年七月には遂に助郷制度の廢止を斷行したのである。以下その間に於ける重要政策をみるこゝしよ

1 關門の廢止

關門は明治二年正月廿日の布告により箱根以下の諸關門を盡く廢した。左の如くである。

明治二年己巳正月廿日御布告

今般大政更改四海一家三御宏謨被爲立候ニ付、箱根始諸關門

廢止被仰出候事 憲法類編 第十一

2 里程改正

明治二年十月には里程の改正の議が起り、其年の十二月中旬限り各地へ取調書呈出方を達した。即從來諸道は區々の丁數で人馬の勞も一定しなかつたので、是迄五十丁一里となしてゐたるものを凡て三十六丁一里となしたのであ

る。

明治二年己巳十月

里程改正 □□日民部大藏兩省合議十一月七日達

府藩縣ニ御達振

諸街道區々丁數ニテ人馬之勞不同候ニ付今後改正可相成候間、朱印地ヲ始其他程外之地悉ク丁數ヘ相加ヘ、且五十丁等ヲ以一里ト定來候分者總而三十六丁一里ニ積、來十二月中旬限取調可差出事

民部省 正院本省決議
簿庶務第參號

而して同三年六月には里程含有地圖の製作を計畫して全國各官道及脇往還を始めとし、凡て驛遞關係の箇所につき地圖取調方を計畫してゐる。左の如くである。

森租稅少佑 郡司租稅小佑 金子租稅大令

史 石山租稅少令史

今般國內諸官道脇往還宿驛並里程其他都而驛遞關係之ヶ所地圖取調申度候間、前書名之者へ右御用相心得候様被仰渡度、此段相伺申候 正院本省決議
簿庶務第五號

3 道路

計つてゐる。

尙、佐屋路の道換¹⁾、足柄古道の復活、青梅通道替等をも

三六

佐屋路道換

明治二年己巳七月

書面佐屋路道換之儀ハ御開業ノ遲速ニ寄り人氣ノ向背ニモ拘候哉之段申立之趣尤ニ相聞候間、右街道興廢之御仕法施行相成候儀ニ候ハ、早々見分之者被差遣實地點檢之上、見込之趣可申立旨掛リ役々ニ被仰、右驛本陣加藤宗之輔ハ歸驛可致旨名古屋藩ニ御下知相成可然存候、御附札振取調相伺申候

御 付 紙

見分之者可差遣間加藤宗之輔歸驛可申渡事

下略

明治二年己巳八月

長島藩へ御達振

東海道佐屋路道割見分トシテ岡橋土木權佑、田中驛遞權佑並附屬之モノ被差遣候ニ付、場所見分之模様ニ寄其藩支配所内見分イタシ候儀モ可有之候間、同人ヨリ達次第出役之者差出可請差圖事

伊奈縣へ御達振

木曾路坂越開道之儀兼テ申立有之候所、今般岡橋土木權佑、田中驛權佑東海道御用濟歸路之節一通見分イタシ候間、其段可相心得事 正院本省合評決議 幕府第一號

明治三年庚午十二月廿三日

民部大藏兩省合議

辛未正月廿七日 辨官へ達

名古屋藩管下東海道佐屋路道替之儀ニ付相伺候越評議仕申進候書付

別紙名古屋藩伺之趣取調候處、東海道佐屋川之儀砂高相成、當時佐屋驛ヨリ壹里程下流、川平ト唱候場所ヨリ出船政居候得共砂河原ニテ炎天或ハ風雨等之節旅人難澁不少、隨而宿賄多分相懸御手當米並御貸附利金貳百兩ニ而ハ難引足候間、新規前ケ須新田ニ波渡場築立、熱田ヨリ同所ニ之道切廣ケ、貳ケ驛取立候得ハ舊來之一驛相減シ、御下米及ヒ地元之入費相省ケ、熱田ヨリ桑名ニ行程貳里餘近ク相成、其上古道之方田畑切起候ハ、永世之御益筋ニ有之、尤御入用凡金貳萬五千兩餘、公廩費之内ヲ以テ一時之御出方取計度旨申立之趣、再應取調勘辨仕候處、前ケ須新田ヨリ通船相成候得ハ熱田、桑名之間貳里餘近道相成地元ヲシテハ多分之出費相省候ト之趣至極便宜ニ相聞、廢置驛々之儀モ同管内ニ付、後日故障之患モ有之間敷、且御入用之儀

モ公廩費之内ニテ取賄候上ハ、別段見分之者差遣候程之儀モ無之候間、直ニ爲取掛候様致シ度、乍併佐屋路四ヶ驛之内岩塚驛ハ繪圖面ニ書載無之廢置驛名不分明、隨而御入用内譯帳並古道切起可相成、反別其餘人足賃錢増減等巨細取調不申立候而ハ不都合ニ付、左之通被仰渡可然存候、依之御差圖振相添、別紙名古屋藩伺書繪圖面共返却、此段申進候也、

御差圖振

書面伺之通り、尤見分之者不差遣候間、御入用精々省略勘辨之上、内譯帳並古道切起可相成、反別其餘人足賃錢増減共巨細取調至急可申立事。

但佐屋路驛々之内移轉申付候驛名、且岩塚驛之儀繪圖面ニ書載無之候間、是亦取調可申立事。

伺書(略ス)

復足柄古道

明治三年庚午五月二日民部大藏兩省合議 決判 達日 並闕

略

青梅通道替

明治三年庚午十月□□日省議 決判 庶務司 日闕

略

4 橋 梁

次で、諸道の橋梁の架設は従前幕府の方針として之を禁じでゐたが、維新以後は對外的關係及汽車通過のため等考慮して、これが架設に努めてゐるのである。六郷川橋梁、鶴川橋⁽⁵⁾、松野尾川橋⁽¹⁰⁾、安倍川橋等は是れである。左に六郷川橋梁につき參考資料を示さう。

明治三年庚午八月廿七日省議 九月十四日 達

書面外務省ヨリ東海道六郷川之儀、爲差出水ニモ無之普通船差留候様之舊弊有之、急御用時々差支、且ハ外國人エ對シ御不體裁ニ付、假橋渡候敷亦ハ櫓船相用候トモ都テ差支無之様致度、別紙亞米利加ゼハルデ見込書相添掛合之趣取調候處、僅之増水ニモ通船差留候様之風習無之共難申候間、右取締相立候儀ハ勿論、假令出水之砌タリ共櫓船相用急御用狀等無差支様可取計旨神奈川縣へ御達相成且、板橋掛渡之儀ゼハルデ申立之趣ハ、仕様帳ヲモ一覽不仕候テハ巨細難相分候得共、川中エ數本之橋杭打立、隨テ堅固之橋臺等補理候様ニテハ、川縁村々水難無之共難申一體之水利迄於實地研究之上ナラデハ手モ下シ兼、且當今同川エ鐵路御製造中ニモ有之、且ハ諸道小川之分遣々板橋等御

取設之御趣意モ有之旁以右様之分都テ官費ヲ以御取設相成候テハ際限モ無之、殊ニ當今御用途多之折柄ニモ有之候間、前書ゼハルデ申立之趣ハ先ツ御見合之方ト被存候。乍併従前之通ニテハ品々御不都合モ有之、且行旅不便不少候間、右ハ神奈川縣管下之者エ會社ヲ爲組、堅固之板橋出來候様仕度、就テハ一時出金之分ハ成功之上年限ヲ定メ相當之橋錢請取成算相立候様之仕法相建候ハ、有志之者可有之ト被存候間、右之趣神奈川ヨリ横濱市中始、同縣ヨリ報告致シ候様御達相成、猶壹體之見込ヲモ御尋之上御所置相成候方ト被存候。依之同縣エノ御達振並外務省エノ御挨拶振取調此段相伺申候。

神奈川縣へ御達振

東海道六郷川之儀僅之増水ニモ通船差留候様之弊害有之哉ニ相聞、如何之事ニ候。素ヨリ同川之儀ハ横濱へノ要路、公書急報ノ往復、外國人日々來往ノ地ニテ、右様之舊習御釐正不相成候テハ御用辨相欠候ハ勿論、御體裁ニモ相拘リ不都合ノ至ニ付、増水ノ節櫓船相用、通路不差支様取計可申、且前書之通り往復多端ノ折柄、差而之流川ニモ無之場所、渡船實ニ煩敷行旅不便不少候間其管下横濱其他市在ニ報告致シ、有志之者會社ヲ爲組一時融合イタシ成功ノ上年限ヲ以相當ノ橋錢爲受取、成算相立

候様ノ仕法取設ケ度、依之別紙亞米利加ゼハルデ申立候書面寫
見合相添相達候間、實地研究ノ上便宜ノ見込モ有之候ハ、至急
申可立事

庚午八月

外務省へ御達案

東海道六郷川通路之儀ニ付亞米利加ゼハルデ見込書相添云々御
申越之趣勘辨致シ候處、ゼハルデ見込ノ板橋ニテハ多分ノ御入
用辻ニ相當、殊ニ鐵道御製造中ニテ、右御成功ノ上ハ往來便利
可相成候間右ハ先ヅ見合候方ニ可有之、就テハ是迄聊ノ出水タ
リトモ通船差留候様之弊害無之様、急度取締申付候儀ハ勿論、
警出水ノ砌ニテモ櫓船相用、急御用狀等差支無之様便宜ノ見込
至急申立候様、神奈川縣へ相達置候。此段及御挨拶置候。

掛合

當省ヨリ横濱往復之儀ハ晝夜晴雨之間斷ナク御用甚ダ繁雜ニテ
尤モ要路ニ有之候。然ル處六郷川渡船場之儀、纜力之風雨ニテ
モ直線川支ニ相成、第一急時之御用狀通行差支候ハ勿論、外國
人へ對シ候テモ、爲差出水ニモ無之時々川留ニ相成候而ハ、治
河防禦上ニ付御不體裁、隨テ彼ノ誹謗不免次第ニ有之候、舊政
府之砌櫓船假橋ニテモ取立、公用不都合之無之様申談候由之處

研究

宿方重立候者ヨリ公用向聊無差支繼立イタシ候間、其儘差置度
段證書ヲ以テ願立、其以來ハ滿水之節ハ棹船相立、櫓船ニテ近
傍漁獵之徒相履、漕渡シ候趣之處、御維新以來右等之手續連々
相弛候哉、近頃又々急御用差支申候。右ハ渡船川留ヲ以旅人引
留、其地之潤澤ニイタシ候不可謂之人情モ之有哉ニ被察候得共
自然瑣末之弊風ヨリ國家至務等閑ニ相成候テハ、當今御都合如
何可有之哉。殊ニ近々鐵道御取設ニ可相成御盛舉トモ有之、區
々之常見ニ關係ナク右成功迄之間其筋へ御下命有之、櫓船相用
ヒ候歟或ハ假橋取設候歟、急報無差支様御熟考之上、早々御所
置有之度此段御掛合ニ及候也

庚午八月十二日

外務省

民部省御中

尙電信機破損ニテ不通ノ砌杯ハ別テ差支候間、本文之趣早速
御手順相成候様致シ度存候也。

右御掛合書取調候處ニ米コンシユルヨリ別紙之通申出候ニ付爲
御參考寫相添御廻シ申候也。

亞米利加合衆國コンシユル所

東京千八百七十年九月五日

髓ナル亞米利加人タル「ケブテンバセルデ」ヨリ別紙壹封御届

三九

申候様頼越候。以上

亞米利加合衆國コンシユル セハルト

外務ミニストル閣下

東京千八百七十年九月五日

東海道通行之折川崎驛川ヲ渡候ニ、渡シ舟ノ不都合ニテ渡方延引致シ候。右ハ全ク橋無之候ヨリ相起申候間、余貴下之タメ當今之渡舟場ヨリ右川ヲ渡シ堅固ノ橋ヲ造營イタシ度奉存候。

余貴下之タメ木橋ヲ取立度、右橋數ヶ年間修覆致候ニ不及、其橋上ニ馬車路二道、外ニ旅人歩行之道ヲ設ケ候。基礎ハ蒸汽仕掛ヲ以テ打込、杭之長ハ各二十尺ニシテ、其中五□ニ候。價ハ壹萬二千兩。右造營御約條ニ相成候ヘハ、四ヶ月ノ内ニハ成功可仕候。

貴下余カ見込ニ付篤ト御勘考之上、繪圖面等御入用ニ候ハ、差出可申候。以上

東京約條人 ゼセルデ

東京外國館士官衆

御請

一 東海道六郷川之儀僅之増水ニモ通行差留云々

御達書 別紙 壹册

右被成御渡正ニ落掌イタシ候也

神奈川縣 正院本省決議 簿庶務第七號

同 十月廿二日

省議同月廿七日 判決

書面六郷川之儀ニ付神奈川縣ヨリ挨拶入御覽置申候。東海道六郷川之儀僅之増水ニモ通船差留候様之弊害有之哉ニ相聞、如何之事ニ候。素ヨリ同川之儀ハ横濱ヘ之要路、公書急報之往復、外國人日々來往之地ニテ、右様之舊習御釐正不相成候テハ御用辨相缺候ハ勿論、御體裁ニモ相拘リ不都合之至ニ付、増水之節櫓船相用、通路不差支様取計可申、且前書之通往復多端之折柄差テノ流川ニモ無之場所、渡船實ニ煩敷、行旅不便不少候間、其管下横濱其他市在ニ報告致シ、有志之者會社ヲ爲組、一時融金イタシ成功之上年限ヲ以相當ノ橋錢爲請取成算相立候様之仕法取設ケ度、依之別紙亞米利加バセルデ申立候書面寫、爲見合相添相達候間、實地研究之上便利之見込モ有之候ハ、至急可申立事。

庚午九月

民部省

神奈川縣

同答

御書面六郷川へ橋掛渡之儀へ、御申越通要路之場所、僅之増水

ニテ通船差留不辨相極候ニ付、既ニ四五ヶ月前御雇英人モレロ
へ談シ、今般蒸氣車道懸渡ニ相成候。木橋へ人馬通行出來候様
巾取廣方及引會候處、馬車荷馬等ハ蒸氣車ニ驚動イタシ掛念ニ
付、旅人通行丈ヶハ出來候様、橋巾一丈餘取廣候管、兼テ相極
置候事故此上牛馬或ハ車等ハ儘ニ二三艘船設置相渡候積、尤増
水之節ハ櫓船ニテ相渡候様地元役人共へ兼テ申渡置候儀ニ有之
候此段及御挨拶候也。

庚午十月十八日 神奈川縣 正院本省決議
薄庶務第七號

5 驛 傳

儲、明治元年四月四日の布告を見るに、此度の改革は宿
弊を一洗するの御主旨によるものなるを以て諸道通行の場
合舊幕吏の如きことあるべからずと官吏に懇切に諭告して
ゐる。¹⁵⁾尙その外繼立人馬には通行印鑑を必要とし、無賃錢
の人馬使用をば制し、人馬の遣高を規定し、¹⁹⁾制限外人馬を
監し、²¹⁾又相對賃錢の本質を明示してこれを遵守すべきこと
を命じてゐるのである。²²⁾

6 助郷制度の廢止

明治政府は明治五年七月助郷制度を廢止したことは已に

述べた處のごとくであるが、これは實にその路政中最難事の
ものであり、封建的の最後のものであつた。即以前の諸政策
はこれが廢止のため前驅とも準備ともいひ得るであらう。

三 明治政府の宿場役人對策

イ 助郷制度の矛盾

宿場役人を云々するに方り是非とも其對象として見ざる
を得ざるものは助郷制度であり、然も該制度の矛盾であ
る。即、この矛盾と宿場役人との關係が直ちに政府の取締
等となつて現はるゝものである。

儲、助郷制度の矛盾は本誌第十四卷第三號の拙稿に於て
述べたる如く、(一)助郷制度其れ自身已に郷村に對して餘
分の勞力を強要してゐたこと。(二)宿驛と郷村とが本質上
對立關係に置かれてゐたこと。の二に要約し得る。尙少し
くこれを云へば、助郷を課徴せらるゝ郷村の經濟狀態は已
に租税の徵收の過重に苦しみ、其上に助郷以外の諸課役の
負擔が重かつたから、角に角最惡に近い狀況にあつたとい

ふことが出来る。それが、道路交通の頻繁と共に益々助郷村に人馬を求むることゝなつたのである。而もそれが農の閑期や繁忙期等の差別なく課徴せられた。出役者も五十歳以上六十歳にも近い老年や十五歳以上二十歳以下の少年までを加へるに至つた。斯くては農を生業とせる郷村の立行かざることは理の當然で、爲めに衰亡した村々も數多かつたのである。尙其上に宿驛と鄉村とが本質上對立關係に置かれてゐたのであつた。故を以て宿場役人の言動が必ずしも不正でなくとも尙面白からざる結果の生ずることもあり得べく、ましてや利害關係に專念するに至つては、不正と思爲せらるべき所爲の起るべきは當然のことに屬する。

口 宿場役人と助郷總代

助郷制度が上記の如き性質のものであつたから、鄉村は自衛の爲に助郷總代たる改役をば問屋場に出張せしめ人馬の日締計算に立會したることが見えてゐるが、それは寶曆以來のことであつた。²³⁾今武藏本庄宿の例によれば助郷總代は助郷村十組より一人宛を選出し、その中より二人の當番

を置き一箇月十五日間助郷會所に出勤し、内一人は問屋場であり、助郷人と協議し、人馬の分配を爲すの外、助郷人馬遣拂、勿錢勘定、往還人馬日締帳の計算に立會ひ、他の一人は助郷會所に止り助郷人馬着改、人馬遣拂改、助郷人馬日締をなす。且し問屋場の人馬日締帳に加判するは兩總代の要務の一であつた。かくて宿驛に於ては其代表者宿場役人と鄉村の總代たる助郷總代の二者が存することゝなる。この二者の關係は明治元年六月八日の布告に徴するに風儀悪しく、相欺き、馴合、其間種々の奸曲をなしたとある。即宿場役人が驛政を等閑にし私腹を肥やしたることありしが如く、助郷總代も宿驛と鄉村の間に立ちて不正を行つたるものらしく、政府の宿場役人に對する取締にはこの助郷總代と併稱してゐるのを見る。而して同六月八日の布告を以て早くも兩者の名を廢し、新たに傳馬所取締役なる名の下に宿場役人を設置して驛政を行はしめてゐる。蓋し其弊害の除去せんがためであらう。こゝに於てか、舊幕府時代からの宿場役人は名義上明治元年六月八日以降は存在

しないことゝなつてゐるのである。

ハ 宿場役人附助郷總代の取締

宿場役人及び助郷總代は幕府の役人に對しては卑屈極まるものであつたがこの弊風は維新以後に於ても然りであつて、元年六月三日の布告に於て官吏通行に際し決して儀禮の過ぎたることあらしめず且格式以上の對遇をなさざるやうに命じてゐる。左の如くである。

布告元年六月三日（三年三月九日布告、驛法改正ニ依リテ消滅ス）

一 此度格別之御趣意ニ寄リ無賃人馬木錢米代之休泊等一切不相成候咎ニ付宿驛ニ於テ其意ヲ體シ雇賃錢宿料等時之相場ニ應シ可成丈ケ相減シ區々不相成候様宿々家毎ニ張紙認置可申萬一過分之取方見懸取等之儀有之候ハ、急度其咎可申付候事

但是迄相對ト申候ヘハ一概ニ定賃錢ハ倍増ト相心得居候趣心得違之儀ニ候以來過分之取方等致申間敷候事

一 遠近杖拂高張持等之儀勅使始是迄差出來候分モ以來不及其儀候事

一 御用通行之諸家休泊之節宿役人之内心得候者兩三人宿々入口

ニ罷出居其場所ニ旅宿名前書顯張紙ニ致置夫々差圖可致候事

但旅宿迄附添不及案内候事

一 御用通行之面々旅宿ニ於テ人馬帳爲附記候節宿役人共一々其方へ相越居候テハ傳馬所手明ニモ相成御用辨難致候ニ付以來旅宿亭主ヨリ傳馬所へ持參附記可申事

一 是迄幕吏通行之節ノミ特ニ七八貫目迄用捨爲致諸家之分ハ五貫目ニ限り候不條理之至ニ付以來御用私用共一人持七貫目ト相定候事

但馬荷之分ハ先ツ可爲是迄之通事

一 貫目改所之儀ハ別段被立置候得共尙又不正之儀爲吟味宿毎ニ千木秤御許シ相成候ニ付如何ト候荷物ハ目方相改貫目ニ過キ候分ハ御定賃錢之割ヲ以可受取候事

一 京都局々并ニ諸國府縣共被差出候御用狀以來一々賃錢被下候咎ニ付萬一無賃之向有之候ハ、繼立申間敷候事

一 御用物無宰領之分ハ着所迄之賃錢凡積ヲ以相添被遣候ニ付宿々ニ於テ之ヲ受取追テ留宿ヨリ過不足可申出事

右之條々被仰出候ニ付向後旅人之内萬一無法ナル儀有之候ハ、御料ハ府知事私領ハ領主へ訴出其上及異儀候ハ、其所ニ差留置早々當御役所へ可訴出者也

右之通驛々へ觸渡候間領主并ニ通行之面々ニ於テモ可被得其意候

者也

然るに彼等の行狀に至つては眞に寒心に耐へざるものがあつた。新政府は同年六月の布告⁶⁾を以て其不正を取締つてゐる。其内容は左の如くである。

(一)宿場役人及助郷總代は從來雜用をば表入用に加へてゐたが、その處爲追々増長し參會等の口實を以て遊興しその費用を公費としてゐた。かゝる不正は爾後廢すべきことを命じてゐる。

(二)人馬繼立を確實にし往來の便を計るべきこと。

(三)公用にて上京し、遊興を事とし、用務完了後も尙歸着せず、無謂公事訴訟を巧らむ等の如きことあるべからざること。かゝる場合に宿場役人も連坐罪科に問はるべきこと。

(四)從來宿場役人共が仲間相互と稱し、公定賃錢を以て道路を通行したことがあるが、爾後はそれを堅く停むること
(五)先觸は手早く寫して次宿へ繼送り萬事手落なきやうにし、かゝる手落より引起さるゝ莫大の失費を防ぐこと。

尙、其全文は次にこれを示す。

布告元年六月日(闕)

一是迄宿役人助郷總代銘々雜用ヲモ表入用ニ加ヘ割合候處追々増長參會等ニ事寄セ酒食ヲ恣ニイタシ多分之入費相應リ候條不届之事ニ候以來別テ諸入費ヲ省キ自分雜用飯料等ハ勿論參會等ニ付無餘儂酒食相用候共給料之内ヲ以自分相賄可申事
一宿驛難澁ニ付今般格別之御趣意ヲ以御用通行參勤之諸家ニ至迄嚴重被仰出モ有之候處夫ニ付宿方之モノ共心得違イタシ諸家ヘ對シ不法無禮之儀モ有之哉ニ相聞以之外事ニ候向後諸家ハ勿論輕キ旅人タリトモ無禮之取扱不仕人馬無遲滯繼立往來之難儀不及様可致事一訴訟願違等ニ付上京之節多人數罷出御用之隙ニ遊興ニ耽リ御用相濟候テモ尙歸着不仕或ハ無謂公事訟訴ヲ巧ミ御役人向ヘ立入長々滯京致シ兎角宿驛ニ事アリ候ヲ希ヒ候輩モ有之是等之儀ヨリ不名狀之入費モ相掛リ都テ困窮之基ニ付以來右體之儀有之候ハ、其者ハ勿論宿役人トモ一統罪科可申付事
一宿役人共是迄仲間相互ト申定賃錢ヲ以通行仕候由ニ候得共以來堅ク停止候事
一諸向通行之面々差出ス先觸繼リ方及延引別テ川支等之節ハ數通一度ニ繼來リ或ハ紛失等致人馬手續不宜はカタメ莫大之失費ヲ

生シ或ハ宿々互ニ難澁ニ陥リ候段不都合之事ニ候向後先觸到來
次第急速寫取次宿へ早々可繼送候事
右之條々於相背者可爲曲事モノ也

二 矛盾除去の爲に採られたる

新政府の對策

緒、明治元年六月八日の布告²⁷⁾により宿場役人と助郷總代
とを廢したのは、たとひ、名義上にしる、新政府樹立以後
舊政府の路政を改革した諸政策中最初の劃期的なもので、
後同三年の改法及同五年七月の助郷廢止で全矛盾が克服せ
られるのである。即、新政府は宿場役人及助郷總代の腐敗
を除くためには、これを廢止するに如かずとなし、且、宿助
郷共一體になつて驛遞に當るべきものとし、兩者より取締
役なるものを選出し、以て驛政を採らしむることとした。
尤もこの取締役なるものは宿驛のみに限らず、鄉村をも加
へてその中より人望あるものを選出することとし、尙政府
はその選出に干渉したのである。これより先同年三月、人
馬の繼立による勞務の課徴を均分するために、全國ごと

とく助郷に組込み公平に公課に服せしむることとしたが同
年六月八日の布告中には問屋等の舊債あるもの救濟方法に
も及んでゐる。

次に宿驛取締役は一驛に二人宛選出せられたが、其扶は
日割勘定を以て公厩入用の内より支給することとせられて
ゐた。²⁸⁾其後五年七月に至り助郷制度の廢止を見、内國通運
會社の設立となつたから宿驛取締役も亦其影を没しこゝに
宿驛取締役として驛政を見し宿場役人の名殘は全々廢せら
れ矛盾は全く除去せられたのである。次に明治元年六月八
日の改正仕方書²⁹⁾を示す。

布告元年六月八日

改正仕方書

一是迄宿々問屋役人助郷總代共風儀甚不宜互ニ相欺キ或ハ馴合其
間ニ種々奸曲ヲ生シ并會所寄場始メ諸入用ニ重ニ相成無用ノ雜
費不抄却テ混雜不便利之基ニ有之ニ付以來宿助郷共一體ニ組立
掛り役人共一和ニ取締爲致候事

一宿助郷一體ニ組立候ニ付テハ是迄問屋役人并助郷總代抔ト申稱
號ヲ廢シ新規傳馬所取締役ヲ置萬事差配爲致候事

一傳馬所取締役其餘役人共之儀ハ宿方住居ノモノニ不限宿助郷組合一統之内ヨリ人望有之其任ニ應シ候モノ入札ヲ以テ出役爲致候事

一宿助郷一體ニ付テハ宿方ニ於テ以來別段持立馬ニ不及宿高ニ隨ヒ助郷同様ニ割合可差出事

一持立馬之儀格別ノ御趣意ヲ以御免被仰付候得共是カ爲ニ急繼方等差支候様ニテハ御趣意ニモ相背候ニ付通行何時ニテモ差支不申様宿助郷之心得ヲ以天々相應之人馬平生用意可有之事

一是迄前幕府之暴政ニ寄又ハ問屋共不取締ニ付多分之借財出來致居候由相聞候得共於天朝御救助之筋ニモ難被及折角御一新之御仕法被爲立候テモ右舊借等へ混雜イダシ實効不相顯様ニテハ不相濟候間舊借之儀ハ別段府縣并領主等ニ於テ取調濟方仕法相立候上其旨御役所へ可届出事

一驛々最寄次第御料宮堂上方領社領寺領トモ一般助郷ニ組込凡東海道ニ七萬石中仙道ニ三萬五千石脇街道ニ一萬石程之見込ヲ以爲致附屬候ニ付テハ諸侯城下其餘在郷町々ニ至迄石高有之分ハ不殘助郷ニ組入候事

但石高四步勤メ諸引除之并手明キ村々之儀モ追テ難村取調之上組替申付候事

一八馬飼當之儀ハ勤高ニ不拘村柄ニ應シ爲差出右實錢餘荷之儀ハ總助郷高ヲ以割合申事

右ノ通今般御仕法替被仰出候付テハ宿助郷役人共ハ勿論府縣并領主ニ於テ精々心付御趣意之程相貫キ候様施行可致モノ也

追テ御仕法書早々相廻シ承知之旨一宿毎ニ請證文相添宿繼ヲ以留リ宿ヨリ當御役所へ可相戻事

別紙宿驛助郷改正被仰出候ニ付テハ傳馬所取締役人撰之儀第一之急務ニ付宿助郷トモ雛形之通不洩様一村毎ニ入札爲致來二十日迄ニ取束封之儘當御役所へ差出可申事

但國遣金勤之分并請印不相濟向ハ入札爲致候ニ不及候事

雛形

口上之覺

一何那何驛村

一同斷

但一箇年一人ニ付雜用金何程

右兩人共實體ノ者ニ付何驛傳馬所取締役被仰付候様仕度候以上

何那何驛村

誰

莊屋誰
年寄誰

(1) 前島密「鴻爪痕」三逸事録八〇—八二頁

同書中前島翁の話に次の如き記事がある。

「曾て驛遞大祐山内頼富の話に、自分が京都から東海道路に向つて驛傳整理のため出張した時、上官から、東海道路で斬首五十三に及んだなら多分君の任務を果し得るであらうと云はれたと語つたが、これは五十三驛の驛吏は悉く不正の徒であることを一言に悉したもので、如何にも助郷の弊は其の極に達し人民の虐使を受けた其の状況は實にお話しにならぬ。但だ當時腹を肥したものは、驛吏と雲助と飲食店酒樓の如き悪所であつた。」

(2) 「鴻爪痕三」逸事録 七八頁

(3) 「譯選志稿考證」第一千四百二節(大日本交通史四三九頁)明治元年三月のことである。

(4) (5) 「法規分類大全」運輸門一驛遞 四頁以下

(6) (7) 「同上」運輸門二驛遞一七九頁

(8) 拙稿「徳川幕府の道路交通政策に就て」道路の改良第十二卷第六

號—第八號(所載)参照

(9) 「驛遞明鑿」第十篇里程ノ部其一「明治文化全集第二十三篇二四〇

—二四一頁

(10) 同上 里程ノ部其二 三二二頁

(11) 同上 二三六頁、二三九頁、三二一頁

(12) 同上 三一二頁

(13) 同上 三一八頁

(14) 同上 三一四頁、三一七頁

(15) 同上 三一九頁

(16) 同上 三二〇頁

(17) 同上 三二一頁

(18) 同上 二〇四頁

(20) 同上 二二六頁、二三二頁、二三三頁

(21) 同上 二三二頁、二三五頁

(22) 同上 二二五頁

(23) 徳川時代の武藏本庄 一九〇頁

(24) 「鴻爪痕」三逸事録 七七頁

(25) 「法規分類大全」運輸門一驛遞 二—三頁

(26) 同上 二頁

(27) 同上 四—五頁

(28) 同上 一三四—一三五頁

(29) 同上 四—五頁